

すなやま支援員

VOL.91

だより

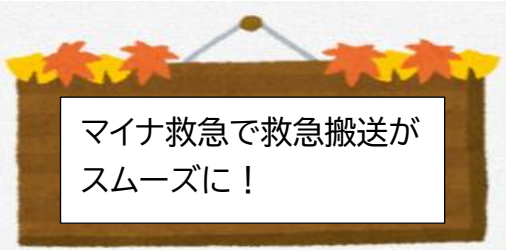


令和 7年11月 発行

発行者:砂山地域集落支援員 阿部久美子

拠点施設:めでたや 防災タブレット62-7273

住所:村上市塩谷1325-48(中央公民館内)



119 番で駆け付けた救急隊員は、傷病者の受診や薬剤情報などを聞き取り、搬送先医療機関の選定や、救急車内での処置を行います。ところが本人が意識を失い家族が動揺していたり、意識があっても処方された薬の名前を思い出せなかったりする場合、救急隊員の情報把握が難しいことがあります。こうした『もしも』の時に役立つのがマイナ保険証を活用した『マイナ救急』です。

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録のされたマイナンバーカードのことです。マイナ保険証を利用するにあたり、本人の同意があった場合のみ、今までに使った薬の情報や過去の特定検診の結果を医師や薬剤師などと共用でき、薬の飲み合わせや分量などの調整がしやすくなったり、窓口で高額療養費制度の限度額を超えた額の支払いが不要になったりと、様々なメリットがあります。

マイナ救急とは、救急現場において救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関の選定などに役立つ情報を把握することにより、救急業務の円滑化を目指す取組です。

通常これらの情報は、傷病者本人や家族から聞き取りしますが、病気やケガで苦しんでいる本人や気が動転している家族が救急隊員に正確に情報を伝える事は難しい場合もあります。こうした場合に、救急隊員が専用端末を使い、傷病者のマイナ保険証から医療情報を閲覧し、円滑な搬送先医療機関の選定やより適切な処置を行うことができます。

「マイナ救急を利用する」には、マイナンバーカードを所有し、マイナ保険証として、健康保険証の利用登録が完了している必要があります。利用登録は医療機関、薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダー、セブン銀行のATM、スマートフォンのマイナポータルから行えます。みなさんも薬局に行くとマイナンバーカードはお持ちですか？と声をかけられた経験があるかと思います。

※マイナンバーカードをマイナ保険証として紐づけされていない場合は、マイナ救急を利用できません



マイナ救急で取り扱われる情報

- ・過去の受診歴(5 年分)
- ・現在の電子処方箋情報(100 日分)
- ・過去の薬剤情報(5 年分)
- ・過去の手術情報(5 年分)
- ・過去の診療情報(5 年分)
- ・過去の特定診療の情報(5 年分)

プレアライバルコールとは？

：救急車の出動中に、通報者に対して事前にマイナンバーカードの準備を依頼する『プレアライバルコール』を実施することもあるそうです。

マイナンバーカードの 12 桁の番号を使用するのではなく、マイナンバーカードの IC チップに情報が入っています。左記以外の情報は、救急隊員の端末で閲覧することはできません。

マイナ保険証から救急隊員が閲覧できる情報は氏名や住所などのマイナンバーカード上に記載された情報と、受診歴や薬剤情報など上記の医療情報に限られます。マイナ保険証を読み取った端末には、情報が記録されることはありません。

マイナ救急を利用するために必要な準備



総務庁消防庁・内閣府政府広報室より抜粋

マイナ救急の流れ

119番通報時

指令員が通報者に対してマイナ保険証の準備を依頼

傷病者が情報閲覧に同意する

救急隊員がマイナ保険証を読み取り、医療情報などを閲覧する

円滑な搬送先医療機関の選定や処置に活用

※各消防本部によって、マイナ救急の流れは若干異なる場合があります。

急病になったり負傷したりすることは、誰にでも起こり得ます。その時にご自分の医療情報を救急隊員に伝えることは難しい場合があります。もしもに備えて、マイナ保険証の登録を済ませマイナンバーカードを携帯するようにしましょう。同居している方に自分のマイナンバーカードはここにあるからねと、情報共有しておくのも大事なことです。

すなやま支援員だよりについてご意見、ご要望がございましたら、お気軽にお問合せください。E メールアドレス：sunayama.shien@gmail.com

